

# 子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 27 年 1 月 23 日発行

## 全私保連ニュースⅡ《平成26年度11号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館  
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879  
(送信枚数計 10 枚)

### ◇ 平成 27 年度予算編成、子ども・子育て支援新制度関連予算について ◇ 平成 27 年度保育対策関係予算案の概要について

◇ 政府は先日 1 月 14 日、平成 27 年度予算案を閣議決定しました。一般会計の総額は 26 年度当初予算に比べ 0.5% 増の 96 兆 3,420 億円と過去最大になっています。以降 1 月 26 日召集予定の通常国会に提出され、3 月末までの成立を目指す予定です。また、社会保障費は 3.3% 増の 31 兆 5,297 億円計上されています。こうした中、平成 27 年度厚生労働省予算案(一般会計)の全体では 29 兆 9,146 億円になり、対 26 年度では 8,693 億円の増額になります。一方、政府は社会保障改革の最優先事項を「子ども・子育て支援の充実」に据え、平成 27 年度の消費税増収分より社会保障の充実に充てられる 1 兆 3,620 億円の内、子ども・子育て支援に 5,189 億円を充てることになりました。以下に子ども・子育て支援新制度関連予算と平成 27 年度保育対策関係予算案の概要を参考資料として掲載いたします。※なお、後日さらに追加をした関連情報を次号ニュースでお伝えしていく予定です。

〈ポイント〉子ども・子育て支援新制度は、予定どおり本年 4 月から施行することを前提に、以下の内容が盛り込まれました。

□ 消費税による増収分から「社会保障の充実」に充てられる 1.35 兆円程度(国及び地方の合計額)のうちの 0.51 兆円程度(国 0.23 兆円程度、地方 0.28 兆円程度)が充てられること。この 0.51 兆円程度は、平成 27 年度における各市町村の事業計画に基づく量拡充に対応すると共に、昨年 5 月末に示された公定価格の仮単価の前提とした「0.7 兆円の範囲で実施する事項」の「質の改善」をすべて実施するための所要額として措置されたもの。幼稚園・保育所・認定こども園に係るもののみならず、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの 13 事業、社会的養護に係るものも含まれていること。

※子ども・子育て会議(第 15 回)、子ども・子育て会議基準検討部会(第 20 回)合同会議(平成 26 年 5 月 26 日)資料をご参照ください。

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo\\_kosodate/k\\_15/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_15/index.html)

□ 保育所整備費は、補正予算と当初予算を合わせて、待機児童解消加速化プランに基づく 27 年度整備量 8 万人分に対応した整備費を措置。  
□ 認定こども園の減収問題等への対応として、①既存の幼保連携型認定こども園について、5 年を限度として施設長 2 人分の人件費を措置②チーム保育加算の上限を見直し(原案では 271 人以上は一律 4 人となっていたものを、301 人以上の場合 5 人、451 人以上の場合 6 人とするなど)を実施。  
□ 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)として、市町村民税非課税世帯の保護者負担額を月 9,100 円から 3,000 円に軽減。この措置により、子ども・子育て支援新制度における国が定める利用者負担の上限額については、1 号が 3,000 円、2 号が 6,000 円となること。

(参 考) ※国の関連資料より以下に抜粋して掲載します。

### 平成 27 年度の社会保障の充実・安定化について

#### 〈27 年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計:8.2 兆円》

○基礎年金国庫負担割合 2 分の 1

(平成 24 年度・25 年度の基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の差額に係る費用を含む)

3 兆円

○社会保障の充実

・子ども・子育て支援の充実

・医療・介護の充実

・年金制度の改善

1.35 兆円

○消費税率引き上げに伴う社会保障 4 経費の増

・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.35 兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4 兆円

(注)金額は公費(国及び地方の合計額)である。

平成 27 年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	平成 27 年度予算案(注 1)			(参考) 平成 26 年度予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	4,844	2,195(注 3)	2,649	2,915
	社会的養護の充実	283	142	142	80
	育児休業中の経済的支援の強化	62	56(注 4)	6	64

- (注 1)金額は公(国及地の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
 (注 2)上記の社会保障の充実と税制抜本改革法に基づく低所得者に対する逆進性対策である「簡素な給付措置(臨時福祉給付金)」(1,320 億円)をあわせて一体的に、消費税増収分と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用して財源を確保。  
 (注 3)「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分について、平成 27 年度は全額内閣府に計上、平成 26 年度は 1,043 億円は内閣府、304 億円は厚生労働省に計上。  
 (注 4)「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(55 億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(1 億円)は各省庁に計上。

平成 27 年度における「社会保障の充実」関係施策

<p><b>子ども・子育て支援の充実</b>                  (子ども・子育て支援新制度の実施)                  ○すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。                  ① <b>子どものための教育・保育給付</b>                  ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)                  ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)                  ② <b>地域子ども・子育て支援事業(市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援)</b>                  ・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等                  ※ 子ども・子育て支援新制度の施行(平成 27 年 4 月予定)に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。                  (社会的養護の充実)                  ○虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。                  (育児休業中の経済的支援の強化)                  ○男女ともに育児休業を取得することを更に促進し、職業生活の継続を支援するため、平成 26 年 3 月に成立した雇用保険法改正法に基づき、育児休業給付の給付率の引上げ(最初の 6 月間について、50%→67%)を平成 26 年度に引き続き実施する。</p>
---

平成 27 年度内閣府予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

<p>(子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組) <span style="float:right">【7,175 億円】</span>                  ○すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。                  ① <b>子どものための教育・保育給付</b>                  ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費)                  ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)                  ② <b>地域子ども・子育て支援事業(年金特別会計に計上)</b>                  ・市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援                  ・利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等                  ※ 子ども・子育て支援新制度の施行(平成 27 年 4 月予定)に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。                  (児童手当制度(年金特別会計に計上)) <span style="float:right">【1 兆 4,177 億円】</span>                  ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。                  (参考)【平成 26 年度補正予算案】                  (地域少子化対策強化交付金) <span style="float:right">【26 年度補正予算 30 億円】</span>                  ・我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。</p>
--

## 平成 27 年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

- (待機児童解消等の推進など保育の充実) 【892 億円】
- 待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。また、「保育士確保プラン」に基づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施する。
- (参考)【平成 26 年度補正予算案】
- ・「待機児童解消加速化プラン」の推進(保育所等の緊急整備) 【26 年度補正予算 120 億円】
- ・「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成 27 年度における保育所等の整備を、一部前倒して行う。
- (社会的養護の充実) 【1,181 億円】
- 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

## 平成 27 年度文部科学省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)

【金額は国費】

- (幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進) 【402 億円】
- 幼稚園就園奨励費補助について、実質的に 52 億円増とし、充実を図る。
- ・幼稚園就園奨励費補助 271 億円→323 億円 (52 億円増)
  - ※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る  
予算全体の所要額 339 億円→402 億円 (63 億円増)
  - ① 市町村民税非課税世帯の保護者負担軽減
    - ・市町村民税非課税世帯の保護者負担額を月額 9,100 円から月額 3,000 円に引き下げ。  
平成 27 年度所要額 12 億円
    - ※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る  
予算全体の所要額 15 億円
  - ② 市町村に対する補助の拡充(市町村の超過負担の解消)
    - ・市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消することにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。  
平成 27 年度所要額 40 億円
    - ※「子ども・子育て支援新制度」へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る  
予算全体の所要額 49 億円

### (参考 1) 「0.7 兆円の範囲で実施する」と整理していた子ども・子育て支援の「質の改善」の内容

※平成 26 年 3 月 28 日子ども・子育て会議資料(子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について)において「0.7 兆円の範囲で実施する事項」として整理されていた内容

#### 1. 給付等関係

項目	内容
3 歳児の職員配置の改善	3 歳児の職員配置を改善 (20:1→15:1)
研修の充実	保育教諭・保育士等 1 人当たり年間 2 日の研修機会を確保するための代替職員の配置
休日保育の充実	担当保育士の人件費の見直し
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善 (+3%)
保育認定の 2 区分に応じた対応	保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 (延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士 1 人(3 時間分)の加配など)
	保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の 98.3%程度(▲1.7%)に軽減
小規模保育の体制強化	小規模保育事業、事業所内保育事業(定員 19 人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士 1 人を配置
	地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定
	地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童 2 人に対し保育士 1 人を配置
地域の子育て支援・療育支援	認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施
	地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置)
	障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常

	勤に係る人件費を加算(障害の程度に応じて加配)
小学校との接続の改善	公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(事務経費を支援)
減価償却費、賃借料等への対応	施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乘せ
事務負担への対応	直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(幼稚園・認定こども園:週2日)
施設長、栄養士、その他の職員の配置	栄養士に嘱託し、アレルギー対応や低年齢児の栄養管理、食事支援等の食育を推進する取組を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置
第三者評価等の推進	第三者評価等の受審費用の支援(5年に1度の受審(半額補助))

## 2. 地域子ども・子育て支援事業関係

項目	内容
放課後児童クラブ事業の充実	「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに対し、取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改替に必要な費用のいずれかを支援)
	5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置
	19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置
一時預かり事業の充実	幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)
病児保育の充実	基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型)
	※利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施
	看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助
利用者支援事業	教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(3中学校区に1箇所程度)
実費徴収に伴う補足給付事業	生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額の補助
多様な主体の参入促進事業	認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置
	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)

## 3. 社会的養護関係

項目	内容
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5.5:1→4:1等)
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から15年かけて全施設で実施)
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等の増加
	民間児童養護施設の職員給与等の改善(+3%)

(参考2) ※以下に、保育課のPR版「平成27年度保育対策関係予算」を参考として掲載します。(但し各府省の計上額が含まれています。)

## 平成27年度保育対策関係予算(案)の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成26年度予算)

6,248億円

→

(平成27年度予算案)

7,067億円

子ども・子育て支援新制度を実施し、保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい環境を整備する。また、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進めるため、保育所の受入児童数の拡大を図るとともに、「保育士確保プラン」に基づく保育士確保対策を実施し、受入児童数に対応した必要保育士を確保する。

(注) 子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月)に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業等に係る経費については、内閣府予算に計上

### 1 子ども・子育て支援新制度の実施(社会保障の充実)

子ども・子育て支援新制度を実施し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

#### 1. 子どものための教育・保育給付(新規)

575,100 百万円

子どものための教育・保育給付費負担金(内閣府予算)

※1号認定(教育標準認定)を受けた子どもに係る費用を除く。

#### ① 施設型給付

保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を創設し、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。 ※公立分については、地方財政措置により対応。

#### ② 地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域

型の給付を創設し、就学前児童が事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

2. 地域子ども・子育て支援事業(新規) 24,043 百万円  
子ども・子育て支援交付金の一部(内閣府予算)  
市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

- ① 延長保育事業  
残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。  
※公立分については、地方財政措置により対応。
- ② 病児保育事業  
地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。
- ③ 一時預かり事業  
日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育所等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。
- ④ その他(多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業)

3. 認可を目指す認可外保育施設への支援等(新規) 15,995 百万円  
子どものための教育・保育給付費補助金(内閣府予算)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

(参考1) 子ども・子育て支援新制度における量及び質の改善(社会保障の充実)  
消費税財源を活用し、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

- 量的拡充  
市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育、地域の子ども・子育て支援の事業量の計画的な拡充を図る。
- 質の改善  
子ども・子育て支援新制度の基本理念である質の高い保育、地域の子ども・子育て支援の実現のため、以下の改善を実施する。
  - ・3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)
  - ・保育標準時間認定に対応した職員配置の改善
  - ・減価償却費、賃借料等への対応
  - ・病児保育事業の補助単価の改善
  - ・保育所の職員給与の改善(3%)
  - ・小規模保育等の職員加配
  - ・研修の充実(代替要員(2日)の配置)

など

## 2 待機児童解消加速化プランの更なる展開

待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修により、約 8.2 万人分の受入児童数の拡大を図る。また、本年1月に策定した「保育士確保プラン」に基づき、保育士・保育所支援センターの機能強化や保育士資格取得支援などの保育士確保対策を通じて、受入児童数に対応した必要保育士を確保する。

1. 保育所等の整備支援(新規) 55,457 百万円  
保育所等整備交付金  
保育対策総合支援事業費補助金

市町村が策定する整備計画に基づき、保育所、認定こども園に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取り組みを強力に支援するため、補助割合を嵩上げ(1/2→2/3)(※)して、保育所等の整備を推進する。  
※公立分については、地方財政措置により対応。

- ・保育所緊急整備事業(※)
- ・認定こども園整備事業(幼稚園型)

(参考2)平成 26 年度補正予算案  
○ 待機児童解消加速化プランの推進(保育所等の緊急整備) 120億円  
「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するために、

平成 27 年度における保育所等の整備を、一部前倒して行う。

2. 小規模保育等の改修費支援 19,952 百万円  
保育対策総合支援事業費補助金

待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取り組みを強力に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)(※)による小規模保育等の設置を促進する。

- ・賃貸物件による保育所整備事業(※)
- ・小規模保育設置促進事業(※)
- ・幼稚園における長時間預かり保育改修事業(※)
- ・認可化移行改修等事業(※)
- ・家庭的保育改修等事業(※)

3. 保育の量拡大を支える保育士の確保(一部新規) 8,237 百万円  
保育対策総合支援事業費補助金  
子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

「保育士確保プラン」に基づく取組として、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施するほか、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向けた保育士の資格取得支援等により保育士確保対策の充実を図る。また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

○保育士確保対策

- ・保育士・保育所支援センターの設置・運営(機能強化)(一部新規)
- ・職員用宿舍借り上げ支援
- ・多様な人材を保育周辺業務に活用することによる保育体制の強化
- ・保育士養成施設における新卒者への就職促進支援(新規)

○保育士資格取得と継続雇用の支援

- ・認可外保育施設の保育従事者への保育士資格取得支援
- ・幼稚園教諭免許状を有する者への保育士資格取得支援
- ・保育所等の保育従事者への保育士資格取得支援
- ・保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状を有する者への保育士資格取得支援
- ・保育士養成施設入学者への修学資金貸付
- ・保育士試験追加実施のための支援(新規)
- ・保育士試験による資格取得支援(新規)

○保育士の質の向上と保育人材確保のための研修(新規)

- ・保育の質の向上のための研修事業
- ・新規卒業者の確保、就業継続支援
- ・保育所保育士研修事業

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援等(一部再掲) 1,019 百万円  
保育対策総合支援事業費補助金  
( 15,995 百万円 )

子どものための教育・保育給付費補助金(内閣府予算)

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対し、移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用、運営に要する費用等について財政支援を行う。

5. 事業所内保育施設への支援 5,139 百万円  
労働保険特別会計

事業所内保育施設の設置促進のため、設置・運営に係る経費を助成する。

3 その他の保育の推進

1. 事故情報の集約・事後検証等(新規) 5 百万円

保育所等における重大事故の再発防止のため、事故情報の集約、事後検証等を実施する。

2. 子どもの預かりサービスに係る安全確保業務(新規) 7 百万円

子どもの預かりサービスに関して、マッチングサイト運営者のガイドライン遵守状況について定期的に調査等を実施する。

3. ベビーシッター派遣事業(新規) 80 百万円  
ベビーシッター派遣事業費補助金

残業や夜勤等の多様な就労実態に対応して、民間企業の従業員がベビーシッター派遣サービスを利用した

場合に利用料を一部助成する。

4. 子育て支援員研修(新規)

653 百万円

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員」として認定する仕組みを創設し、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

5. その他

1,019 百万円

保育対策総合支援事業費補助金

保育所において、障害児を受け入れるために必要な改修費等の一部を補助する事業、認可外保育施設に従事する職員に対する健康診断に必要な費用の一部を補助する事業、市町村域内における保育需給のミスマッチを解消するため、利便性の良い場所に設置する送迎センターにおいて、送迎バス等による児童の送迎に要する費用の一部を補助する事業等を実施する。

(参考3)待機児童解消加速化プランについて

- 平成 25 年4月、待機児童解消に向けた地方自治体の取組を強力に支援していくため、平成 29 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を確保する「待機児童解消加速化プラン」を策定。
- 平成 25・26 年度の保育拡大量は約 19.1 万人となり、緊急集中取組期間の整備目標は、ほぼ達成する見込み。
- 平成 27 年度以降の3年間についても、約 21 万人分の保育の受け皿を確保することとなるが、平成 27 年度については、待機児童の解消に向けてこれまで自治体に取り組んできた保育所等の整備が継続できるよう平成 27 年度予算案のほか、平成 26 年度補正予算案や活用可能な安心こども基金も併せて約 8.2 万人分の受け皿を確保していく。

<図1> 待機児童解消加速化プラン



<図2> 約8万人分の受け皿確保に向けた予算措置状況

保育所等の施設整備費	約5万人 保育所等整備交付金(26補正) 約1万人 保育所等整備交付金(27当初)、活用可能な安心こども基金 約4万人
小規模保育等の改修費	約3万人 各種改修等支援事業 (小規模保育、賃貸物件による保育所、幼稚園長時間預かり保育、認可外保育施設、家庭的保育)

<図3> 取組加速化期間における受入増加数

	H27年度	H28年度	H29年度	計
受入増加数	+8.2万人	+7.2万人	+5.6万人	+21万人
認可保育所	+5.5万人	+4.5万人	+3.4万人	+13.4万人
認可保育所以外	+2.7万人	+2.7万人	+2.2万人	+7.6万人

(参考4) 保育所等整備交付金の創設

保育所等整備交付金

【平成27年度予算案:554億円】

【趣旨】

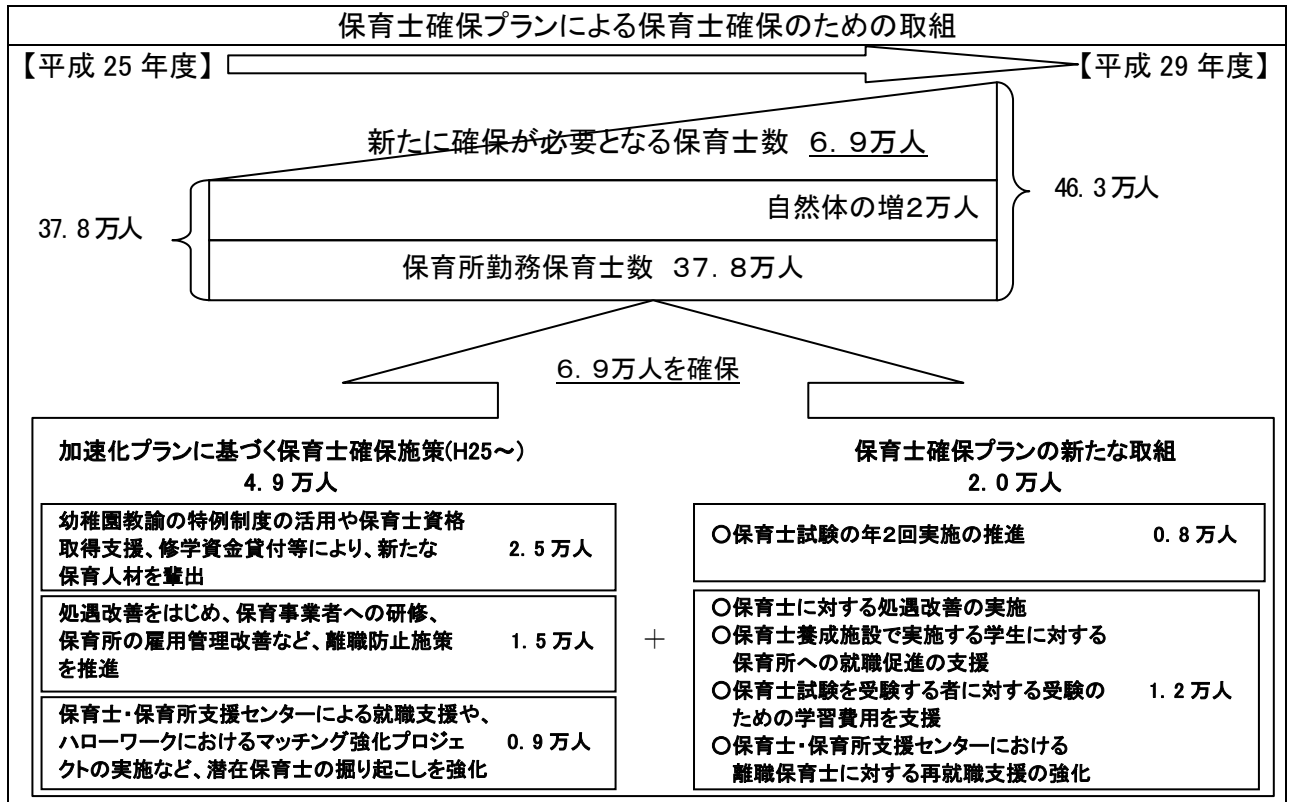
- 児童福祉法第56条の4の3に基づき、市町村整備計画に基づく事業等の実施に必要な経費の一部を支援するための交付金を創設
- 平成25年4月に策定した「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保。
- 平成27年度は、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、約8.2万人分の保育の受け皿を確保。
- 待機児童の解消に意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、引き続き、補助率の嵩上げに必要な額を確保。(1/2→2/3)

【対象事業】

- 保育所緊急整備事業(51,753百万円)
  - ・保育所(幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む)の創設、増築、老朽改築等
  - ・待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する場合は、補助率の嵩上げを実施。
- 認定こども園整備事業(3,678百万円)
  - ・幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の創設、増築、老朽改築等

(参考5) 保育士確保プランについて(平成27年1月14日公表)

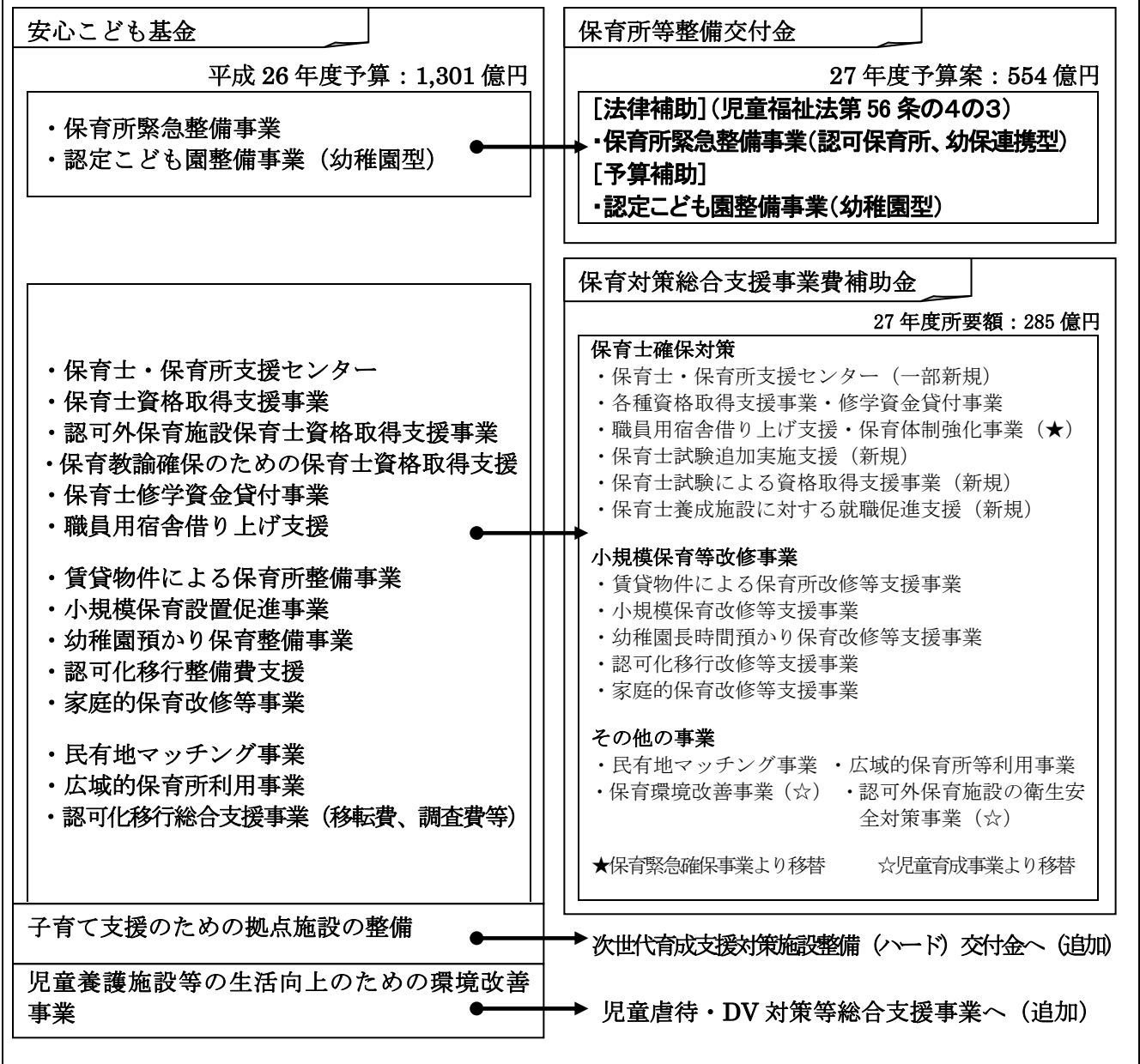
- 「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を策定。
- 「保育士確保プラン」では、保育士試験の年2回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士資格取得支援などの確保施策についても引き続き実施し、保育士の確保に向けて全力で取り組んでいく。





(参考 6) 子育て支援対策臨時特例交付金の平成 27 年度の姿  
【平成 26 年度予算】

【平成 27 年度予算案】



(参考 7)

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業（平成 27 年度における貸付条件の主な改善内容）

- 小規模保育事業実施施設に対する融資制度の拡充（国庫補助を受給しない小規模保育事業の実施施設の改修費等についても融資対象とする。）
- 幼保連携型認定こども園に対する融資制度の創設（貸付の相手方に学校法人を追加）
- 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の対象施設の拡充  
（小規模保育事業の実施施設を追加）

(参考8)待機児童解消関連予算

待機児童解消関連予算(平成27年度予算)

(注)金額は国費ベース

- 27当初予算分(内閣府計上予算を含む):7,023億円(下線部分の合計)
- 加速化プラン事業について、平成27年度においては、以下の考え方で予算を確保。
  - ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設型給付・地域型保育給付・地域子ども・子育て支援事業(延長保育・病児保育等)の量拡大分・質改善分については、消費税増収分により確保。[太線内]
  - ・施設整備費や保育士確保対策など保育の基盤整備を行う事業は、一般財源により確保。(保育所等整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金)

子ども・子育て支援新制度関連(内閣府予算計上)【27当初:6,132億円】

◆施設型給付(旧:保育所運営費)【27当初:5,401億円】

従来分(25年度までの措置分)

+

◆地域子ども・子育て支援事業【27当初:221億円】

<延長保育、病児保育、利用者支援>

+

消費税増収分により確保【2,195億円の内数】

<26・27量拡大分、質改善分>

◆地域型保育給付【27当初:350億円】

<小規模保育、家庭的保育等>

<質改善分>

◆子どものための教育・保育給付費補助金【27当初:160億円】

<認可化移行運営費支援、幼稚園長時間預かり保育>

保育所等整備交付金【27当初:554億円】

◆保育所等の整備支援[ハコ]

<保育所等整備費(約5万人分)>

(※)プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率嵩上げ  
保育所(※)、認定こども園

◆事業所内保育施設への支援を実施【労働保険特会:51億円】

(参考)認定こども園の幼稚園・幼稚園機能部分の整備費等については、別途、文科省にて施設整備の予算を確保。(118億円)

保育対策総合支援事業費補助金【27当初:285億円】

◆小規模保育等の改修費支援

<改修費等支援(約3万人分)>

(※)プランに参加する場合は、財政力のある団体も含め補助率嵩上げ  
賃貸物件による保育所整備(※)、小規模保育(※)、幼稚園長時間預かり保育(※)、家庭的保育(※)、認可外保育施設認可化(※)

◆保育を支える保育士確保[ヒト]

<保育士確保>

保育士・保育所支援センター(機能強化)、職員用宿舍借り上げ支援、保育体制の強化、保育士養成施設における新卒者への就職促進支援

<資格取得と継続雇用への支援>

認可外保育施設従事者の資格取得支援、修学資金貸付  
保育士試験追加実施支援、保育士試験による資格取得支援等

以上  
\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp